令和4年７月26日

定年引上げにかかる各種制度について（提案）

国家公務員については、定年が段階的に引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられたところである。

地方公務員については、国家公務員の定年を基準としてその定年を条例で定めることとされており、国家公務員と同様の措置を講ずる地方公務員法の改正が行われたところである。

本府としても、人事行政に関する制度及び給与に関する制度の適正かつ円滑な実施を確保するため必要な準備を行ってきたところであり、この度、制度案を作成したので次のとおりお示しする。

１ 定年の段階的引上げ

・現行60 歳の定年を段階的に引き上げて65 歳とする。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 現行 | 令和5 年度～6 年度 | 令和7 年度～8 年度 | 令和9 年度～10 年度 | 令和11 年度～12 年度 | 令和13 年度～【完成形】 |
| 定年 | 60 歳 | 61 歳 | 62 歳 | 63 歳 | 64 歳 | 65 歳 |

（※別紙１「定年年齢の段階的な引上げのイメージ」参照）

（※保健所等の医師・歯科医師の定年は、現行どおり65 歳）

２ 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入

・管理監督職の職員については、60 歳に達した日の翌日から最初の４月１日までの期間（異動期間）に管理監督職以外の職に異動させる制度を導入する。

・また、60 歳に達している職員を、異動期間の末日の翌日以後、新たに管理監督職に任命しないものとする。

・ただし、職務の遂行上の特別の事情等がある場合は、引き続き管理監督職を占めたまま勤務させることができるものとする。

　【役職定年制の例外措置】

　１．役職定年制の適用除外（役職定年制の適用を除外）

　　　⇒保健所等の医師・歯科医師は、役職定年制の適用除外

　２．役職定年年齢の例外（役職定年年齢を61～64歳とする）

　　　⇒必要に応じて設定

　３．特例任用①：勤務延長型特例任用

　　　⇒特別な事情がある場合に運用

４．特例任用②：異動可能型特例任用

　　　⇒教育委員会の学校現場における校長級、教頭級は、特例任用を予定

３ 定年前再任用短時間勤務制の導入

・60 歳に達した日以後定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用することができる制度を導入する。

・勤務時間等の勤務条件は、現行の再任用制度（短時間勤務）と同様とする。

４ 情報提供・意思確認制度の新設

・当分の間、職員が60 歳に達する日の前年度に、60 歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するとともに、職員の60 歳以後の勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

５ 定年の段階的引上げ期間中の定年退職者等の再任用（暫定再任用制度）

・定年の引上げに併せて、現行の60 歳定年退職者の再任用制度は廃止する。ただし、定年の段階的な引上げ期間中は、定年から65 歳までの間に経過措置として現行と同様の制度を暫定的に存置する。

６ 給与制度

・別紙２「定年引上げに係る職員の給与制度について」のとおり

７　高齢者部分休業制度

・高齢者部分休業を申請することができる期間は、職員（医師及び歯科医師を含む）の年齢が55歳に達する日後の最初の4月1日から定年退職日までの期間とする。

８ 実施時期

・令和５年４月１日

９ 協議期限

・令和４年8月22日